



スカパーJSAT

SAD-Q3-21-001

SkyAccessサービス 料金表

第7版

(令和3年5月)

スカパーJSAT株式会社

SkyAccessサービス料金表 目次

通 則	-----	1
	1 料金の適用	1
	2 料金表の変更	1
	3 料金の計算方法	1
	4 消費税相当額の加算	1
	5 料金の減免	1
	6 月額料金の日割	1
	7 端数処理	2
	8 料金等の支払期日	2
第1表	基本料	3
	1 適用	3
	2 基本料の額	3
	2-1 システム基本料の額	3
	2-2 受信管理基本料の額	3
第2表	利用料	4
	第1 終日利用契約に係る回線利用料	4
	1 適用	4
	2 料金	6
	第2 随時利用契約に係る回線利用料	7
	1 適用	7
	2 料金	9
	第3 その他の利用料	10
	1 適用	10
	2 料金	10
第3表	手数料	11
	1 適用	11
	2 料金	11
第4表	延長オプション料	12
	1 適用	12
	2 延長オプション料の額	12
第5表	解除料	13
	1 適用	13
	2 解除料の額	14
	2-1 終日利用契約に係るもの	14
	2-1-1 サービス利用開始日の前日までに係るもの	14
	2-1-2 サービス利用開始日以降の利用契約解除に係るもの	14
	2-1-3 サービス利用開始日以降の品目の変更で伝送速度の減少に係るもの	14
	2-2 随時利用契約に係るもの	15
第6表	取消料	16
	1 適用	16

2 取消料の額	16
附 則 -----	17
1 適用 その他の利用料の区分	18
2 料金	(単
位:円)	18

通 則

1 料金の適用

当社は、SkyAccessサービスに係る料金を、このSkyAccessサービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定めます。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、利用契約者の一般の利益に適合する場合、又は電気通信サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、料金表の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この料金表を変更することがあります。この場合において、利用契約者は、変更後の料金表の適用を受けるものとします。
- (2) 当社は、この料金表を変更する場合には、変更後の料金表の内容及びその効力発生時期を利用契約者に周知するものとします。

3 料金の計算方法

当社は、利用契約者が利用契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

4 消費税相当額の加算

SkyAccessサービス契約約款(以下「約款」といいます。)により支払いを要するものとされている料金等の額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

5 料金の減免

- (1) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通則1(料金の適用)の規定に拘わらず、臨時に、その料金を減免することがあります。
- (2) 当社は、前号の規定に基づき料金の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

6 月額料金の日割

- (1) 当社は、次の場合が生じたときは、料金表において月額で定められた料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - ア 暦月の初日以外の日にサービス利用開始日が到来したとき。
 - イ 暦月の末日以外の日にサービス利用終了日又は契約解除日が到来したとき。
 - ウ 暦月の初日以外の日に利用契約事項の変更又は料金表の改定等により月額料金の額が増加又は減少したとき(この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。)
 - エ 約款第42条(支払いを要しない料金)第1項又は第2項の規定に該当するとき。
- (2) 前号の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- (3) 月額料金以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり必要が生じた場合は、前2号の規定に準じて日割します。
- (4) 前3号の規定に拘わらず、料金表第1表(基本料)に規定する受信管理基本料(サービス利用開始日に使用を開始する受信機の当該使用開始月に係る受信管理基本料を除きます。)については日割しません。

7 端数処理

当社は、料金その他の債務及び消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8 料金等の支払期日

- (1) 利用契約者は、料金等次に掲げる債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に振込入金(支払期日までに当社が現金化できる方法によります。以下同じとします。)することにより支払っていただきます。

区 分		支払期日等
基本料	システム基本料	サービス利用開始日からサービス利用終了日まで毎月、当月分としてのその月の翌月末
	受信管理基本料	受信機の使用開始日が属する月の翌月の初日(サービス利用開始日に使用を開始する受信機については、サービス利用開始日)から受信機の使用終了日が属する月の末日まで、当該受信機について毎月、当月分としてのその月の翌月末
利用料	回線利用料	サービス利用開始日からサービス利用終了日まで毎月、当月分としてのその月の翌月末
	ENC利用料	ENCの利用を開始した日からENCの利用を終了した日まで毎月、当月分としてのその月の翌月末
手数料	契約手数料	利用契約を締結した月の翌月末
	その他の手数料	手続を実施した月の翌月末
延長オプション料		延長オプションに係る予約申込の利用開始時刻が属する月の翌月末
解除料		利用契約の解除の日から14日以内の日
取消料		取消しを行った日の属する月の翌月末

- (2) 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 利用契約者が国若しくは地方公共団体等である場合又は利用契約者が利用回線を専ら国若しくは地方公共団体に再販する場合、利用契約者との協議により当社が承諾した場合に限り、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただくことがあります。
- (4) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前3号の規定に拘わらず、第(1)号に掲げる料金等の債務について、臨時に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。
- (5) 料金その他の債務の支払いの際に発生する金融機関への手数料等は、利用契約者に負担していただきます。

第1表 基本料

1 適用

基本料の適用									
(1) 基本料の区分等	<p>当社は、基本料の区分を次のとおり定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>システム基本料</td> <td>SkyAccessサービスの利用に係る基本料</td> </tr> <tr> <td>受信管理基本料</td> <td>受信専用設備の設置に係る基本料</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>利用契約者が既に又は同時に終日利用契約を締結する場合の2契約目以降の契約に係るシステム基本料の支払は要しません</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	システム基本料	SkyAccessサービスの利用に係る基本料	受信管理基本料	受信専用設備の設置に係る基本料	備考	利用契約者が既に又は同時に終日利用契約を締結する場合の2契約目以降の契約に係るシステム基本料の支払は要しません
区分	内容								
システム基本料	SkyAccessサービスの利用に係る基本料								
受信管理基本料	受信専用設備の設置に係る基本料								
備考	利用契約者が既に又は同時に終日利用契約を締結する場合の2契約目以降の契約に係るシステム基本料の支払は要しません								
(2) デスクランブル方式の区分等	<p>当社は、受信管理基本料に係るデスクランブル方式の区分を次のとおり定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定鍵方式 BISS</td> <td>デスクランブルに必要な情報を受信機が記憶するものでBISS方式のもの</td> </tr> <tr> <td>固定鍵方式 AES</td> <td>デスクランブルに必要な情報を受信機が記憶するものでAES方式のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	固定鍵方式 BISS	デスクランブルに必要な情報を受信機が記憶するものでBISS方式のもの	固定鍵方式 AES	デスクランブルに必要な情報を受信機が記憶するものでAES方式のもの		
区分	内容								
固定鍵方式 BISS	デスクランブルに必要な情報を受信機が記憶するものでBISS方式のもの								
固定鍵方式 AES	デスクランブルに必要な情報を受信機が記憶するものでAES方式のもの								

2 基本料の額

2-1 システム基本料の額

(単位:円)

単位	システム基本料の額
一利用契約あたり月額	100,000

2-2 受信管理基本料の額

(単位:円)

区分	単位	受信管理基本料の額
固定鍵方式	受信機の数300未満の場合、一受信機あたり月額	300
	受信機の数300以上の場合、一利用契約あたり月額	90,000

第2表 利用料

第1 終日利用契約に係る回線利用料

1 適用

終日利用契約に係る回線利用料の適用					
(1) 料金の区分等	当社は、終日利用契約に係る料金の区分を次のとおり定めます。				
	料金区分	サービス区分	型式	地球局設備	内容
	区分A	データサービス	IP型	地球局設備1A	地球局設備1Aを使用してIPパケット形式のデジタル符号を伝送するもの
	備考 IPパケット形式とは、インターネットプロトコル(インターネットを構成する通信機器が共通に使用する通信プロトコル)における伝送パケット形式をいいます(32ビットアドレスを使用するものとします)。				
(2) 品目の区分等	当社は、区分Aに係る品目を次のとおり定めます。				
	品目	内容			
	64kbps	IP型で概ね毎秒64キロビット程度まで伝送することが可能なもの。			
	128kbps	IP型で概ね毎秒128キロビット程度まで伝送することが可能なもの。			
	192kbps	IP型で概ね毎秒192キロビット程度まで伝送することが可能なもの。			
	256kbps	IP型で概ね毎秒256キロビット程度まで伝送することが可能なもの。			
	384kbps	IP型で概ね毎秒384キロビット程度まで伝送することが可能なもの。			
	512kbps	IP型で概ね毎秒512キロビット程度まで伝送することが可能なもの。			
	768kbps	IP型で概ね毎秒768キロビット程度まで伝送することが可能なもの。			
	1,024kbps	IP型で概ね毎秒1,024キロビット程度まで伝送することが可能なもの。			
	1,536kbps	P型で概ね毎秒1,536キロビット程度まで伝送することが可能なもの。			
	2,048kbps	IP型で概ね毎秒2,048キロビット程度まで伝送することが可能なもの。			

(3) オプションの区分	1 当社は、終日利用契約者が申し込み可能なオプションを次のとおり定めます。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用コミットオプション</td> <td> <p>サービス利用開始日又はサービス利用更新日から定められた伝送速度の減少を伴う品目の変更を実施せずに利用することを条件にオプション率を設定するもの。対象期間に応じて次の区分を定めます。</p> <p>ア 利用コミットオプションを設定しないもの(オプション率 +0.02)</p> <p>イ 1年コミット(オプション率 0.00) サービス利用開始日又はサービス利用更新日から12ヶ月となる日が属する月の末日まで</p> <p>ウ 2年コミット(オプション率 -0.02) サービス利用開始日又はサービス利用更新日から24ヶ月となる日が属する月の末日まで</p> <p>エ 3年コミット(オプション率 -0.04) サービス利用開始日又はサービス利用更新日から36ヶ月となる日が属する月の末日まで</p> <p>オ 4年コミット(オプション率 -0.06) サービス利用開始日又はサービス利用更新日から48ヶ月となる日が属する月の末日まで</p> <p>カ 5年コミット(オプション率 -0.08) サービス利用開始日又はサービス利用更新日から60ヶ月となる日が属する月の末日まで</p> </td> </tr> <tr> <td>一括前払いオプション</td> <td> <p>一括前払いに係る次のオプション率を設定するもの</p> <p>ア 6ヶ月前払い(オプション率 -0.01)</p> <p>イ 12ヶ月前払い(オプション率 -0.02)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	利用コミットオプション	<p>サービス利用開始日又はサービス利用更新日から定められた伝送速度の減少を伴う品目の変更を実施せずに利用することを条件にオプション率を設定するもの。対象期間に応じて次の区分を定めます。</p> <p>ア 利用コミットオプションを設定しないもの(オプション率 +0.02)</p> <p>イ 1年コミット(オプション率 0.00) サービス利用開始日又はサービス利用更新日から12ヶ月となる日が属する月の末日まで</p> <p>ウ 2年コミット(オプション率 -0.02) サービス利用開始日又はサービス利用更新日から24ヶ月となる日が属する月の末日まで</p> <p>エ 3年コミット(オプション率 -0.04) サービス利用開始日又はサービス利用更新日から36ヶ月となる日が属する月の末日まで</p> <p>オ 4年コミット(オプション率 -0.06) サービス利用開始日又はサービス利用更新日から48ヶ月となる日が属する月の末日まで</p> <p>カ 5年コミット(オプション率 -0.08) サービス利用開始日又はサービス利用更新日から60ヶ月となる日が属する月の末日まで</p>	一括前払いオプション
区分	内容					
利用コミットオプション	<p>サービス利用開始日又はサービス利用更新日から定められた伝送速度の減少を伴う品目の変更を実施せずに利用することを条件にオプション率を設定するもの。対象期間に応じて次の区分を定めます。</p> <p>ア 利用コミットオプションを設定しないもの(オプション率 +0.02)</p> <p>イ 1年コミット(オプション率 0.00) サービス利用開始日又はサービス利用更新日から12ヶ月となる日が属する月の末日まで</p> <p>ウ 2年コミット(オプション率 -0.02) サービス利用開始日又はサービス利用更新日から24ヶ月となる日が属する月の末日まで</p> <p>エ 3年コミット(オプション率 -0.04) サービス利用開始日又はサービス利用更新日から36ヶ月となる日が属する月の末日まで</p> <p>オ 4年コミット(オプション率 -0.06) サービス利用開始日又はサービス利用更新日から48ヶ月となる日が属する月の末日まで</p> <p>カ 5年コミット(オプション率 -0.08) サービス利用開始日又はサービス利用更新日から60ヶ月となる日が属する月の末日まで</p>					
一括前払いオプション	<p>一括前払いに係る次のオプション率を設定するもの</p> <p>ア 6ヶ月前払い(オプション率 -0.01)</p> <p>イ 12ヶ月前払い(オプション率 -0.02)</p>					
	<p>2 当社は終日利用契約に係る利用終了日を次のとおり定めます。</p> <p>ア 利用コミットオプションを適用するもの 利用コミットの対象期間の末日とします。</p> <p>イ ア 以外のもの サービス利用開始日又はサービス利用更新日から12ヶ月となる日が属する月の末日とします。</p>					
	<p>3 当社は終日利用契約者が行うオプションに係る利用契約事項の変更の請求について次のとおり定めます。</p> <p>ア 利用の更新に伴う利用契約事項の変更の請求 終日利用契約者は、利用コミットオプション及び一括前払いオプションについて請求できるものとします。変更の実施日はサービス利用更新日とします。</p> <p>イ ア 以外 終日利用契約者は、一括前払いオプションについて請求できるものとします。変更の実施日は次表に限るものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>変更の実施日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一括前払いオプション</td> <td>ア 6ヶ月前払い(オプション率 -0.01) 変更の実施日から利用終了日までの期間が6ヶ月の整数倍となる日</td> </tr> <tr> <td>イ 12ヶ月前払い(オプション率 -0.02) 変更の実施日から利用終了日までの期間が12ヶ月の整数倍となる日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	変更の実施日	一括前払いオプション	ア 6ヶ月前払い(オプション率 -0.01) 変更の実施日から利用終了日までの期間が6ヶ月の整数倍となる日	イ 12ヶ月前払い(オプション率 -0.02) 変更の実施日から利用終了日までの期間が12ヶ月の整数倍となる日
区分	変更の実施日					
一括前払いオプション	ア 6ヶ月前払い(オプション率 -0.01) 変更の実施日から利用終了日までの期間が6ヶ月の整数倍となる日					
	イ 12ヶ月前払い(オプション率 -0.02) 変更の実施日から利用終了日までの期間が12ヶ月の整数倍となる日					

4 当社は一括前払いオプションの対象期間に利用契約事項の変更又は料金の改定により月額料金が変更された場合及び利用契約が解除された場合の取扱いを次のとおり定めます。

区分	料金の取扱い
月額料金の増加	オプションの対象期間に係る、支払われた回線利用料と支払うべき回線利用料との差額を、当該変更の実施日が属する月の末日までに一括して支払っていただきます。
月額料金の減少	オプションの対象期間に係る、支払われた回線利用料と支払うべき回線利用料との差額を、当該対象期間の末日の翌日以降の回線利用料の支払いに充当します。
利用契約の解除	オプションの対象期間に係る、支払われた回線利用料と支払うべき回線利用料との差額から当該解除に係る解除料を差し引いた額を返還します。但し、返還される回線利用料には利息を付しません。

5 当社は次の利用実績に係るオプション率を終日利用契約に適用します。
サービス利用開始日から12ヶ月となる日が属する月の翌月の初日以降、12ヶ月ごとに-0.005、最高-0.05まで加算して求めるオプション率を当該算定期間に対して設定するもの。

6 オプション係数とは、オプション率の総和に1を加算したものをいいます。

2 料金

月額(単位:千円)

料金区分	品目	回線利用料
区分A	64kbps	370にオプション係数の値を乗じた額
	128kbps	640にオプション係数の値を乗じた額
	192kbps	920にオプション係数の値を乗じた額
	256kbps	1,200にオプション係数の値を乗じた額
	384kbps	1,700にオプション係数の値を乗じた額
	512kbps	2,100にオプション係数の値を乗じた額
	768kbps	2,900にオプション係数の値を乗じた額
	1,024kbps	3,700にオプション係数の値を乗じた額
	1,536kbps	5,300にオプション係数の値を乗じた額
	2,048kbps	6,700にオプション係数の値を乗じた額
備考 千円未満は切り捨てるものとします。		

第2 随時利用契約に係る回線利用料

1 適用

随時利用契約に係る回線利用料の適用				
(1) 料金の区分等	当社は、随時利用契約に係る料金の区分を次のとおり定めます。			
	料金区分	サービス区分	型式	地球局設備
	区分A	データサービス	IP型	地球局設備1A
区分B	映像サービス	標準テレビジョン型	地球局設備1B	地球局設備1Bを使用して標準テレビジョン放送に相当する映像信号1チャンネル及び音声信号2チャンネルを伝送するもの
		高精細度テレビジョン型		地球局設備1Bを使用して高精細度テレビジョン放送に相当する映像信号1チャンネル及び音声信号2チャンネルを伝送するもの
(2) 品目の区分等	1 当社は、区分Aに係る品目を次のとおり定めます。			
	品目	内容		
	384kbps	IP型で概ね毎秒384キロビット程度まで伝送することが可能なもの。		
	512kbps	IP型で概ね毎秒512キロビット程度まで伝送することが可能なもの。		
	768kbps	IP型で概ね毎秒768キロビット程度まで伝送することが可能なもの。		
	1,024kbps	IP型で概ね毎秒1,024キロビット程度まで伝送することが可能なもの。		
	1,536kbps	IP型で概ね毎秒1,536キロビット程度まで伝送することが可能なもの。		
	2,048kbps	IP型で概ね毎秒2,048キロビット程度まで伝送することが可能なもの。		
2 当社は、区分Bに係る品目を次のとおり定めます。				
品目	内容			
ライト	標準テレビジョン型でH.264方式にて概ね毎秒2メガビット程度まで伝送することが可能なもの。			
エコノミー	標準テレビジョン型でH.264方式にて概ね毎秒3メガビット程度まで伝送することが可能なもの。			
ノーマル	標準テレビジョン型でH.264方式にて概ね毎秒4メガビット程度まで伝送することが可能なもの。			
HDライト	高精細度テレビジョン型でH.264方式にて概ね毎秒3メガビット程度まで伝送することが可能なもの。			

		<table border="1"> <tr> <td>HDエコノミー</td> <td>高精細度テレビジョン型でH.264方式にて概ね毎秒4メガビット程度まで伝送することが可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>HDノーマル</td> <td>高精細度テレビジョン型でH.264方式にて概ね毎秒5メガビット程度まで伝送することが可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>HDスピアリア</td> <td>高精細度テレビジョン型でH.264方式にて概ね毎秒6メガビット程度まで伝送することが可能なもの。</td> </tr> </table>	HDエコノミー	高精細度テレビジョン型でH.264方式にて概ね毎秒4メガビット程度まで伝送することが可能なもの。	HDノーマル	高精細度テレビジョン型でH.264方式にて概ね毎秒5メガビット程度まで伝送することが可能なもの。	HDスピアリア	高精細度テレビジョン型でH.264方式にて概ね毎秒6メガビット程度まで伝送することが可能なもの。		
HDエコノミー	高精細度テレビジョン型でH.264方式にて概ね毎秒4メガビット程度まで伝送することが可能なもの。									
HDノーマル	高精細度テレビジョン型でH.264方式にて概ね毎秒5メガビット程度まで伝送することが可能なもの。									
HDスピアリア	高精細度テレビジョン型でH.264方式にて概ね毎秒6メガビット程度まで伝送することが可能なもの。									
(3) 利用時間による区分	1	<p>随時利用契約に係る回線利用料の額は、暦月中の利用時間により次の時間区分におけるそれぞれの時間基本料を乗じ、その総額を利用時間の合計で割った額（以下「平均回線利用料」といいます。）を基準に算出します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分Ⅰ</td> <td>暦月中の利用時間の合計の内5時間までの部分</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅱ</td> <td>暦月中の利用時間の合計の内5時間を超え10時間までの部分</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅲ</td> <td>暦月中の利用時間の合計の内10時間を超える部分</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	利用時間	区分Ⅰ	暦月中の利用時間の合計の内5時間までの部分	区分Ⅱ	暦月中の利用時間の合計の内5時間を超え10時間までの部分	区分Ⅲ	暦月中の利用時間の合計の内10時間を超える部分
時間区分	利用時間									
区分Ⅰ	暦月中の利用時間の合計の内5時間までの部分									
区分Ⅱ	暦月中の利用時間の合計の内5時間を超え10時間までの部分									
区分Ⅲ	暦月中の利用時間の合計の内10時間を超える部分									
(4)	2	<p>平均回線利用料を算出する際の利用時間には、約款第43条（解除料等の支払義務）に定める当該月の契約の解除又は予約の取消しに係る利用相当時間を含めることとします。</p>								

2 料金

(単位:円)

料金区分	品目	時間区分	料金
区分A	384kbps	区分Ⅰ	30,000
		区分Ⅱ	24,000
		区分Ⅲ	18,000
	512kbps	区分Ⅰ	33,000
		区分Ⅱ	26,000
		区分Ⅲ	24,000
	768kbps	区分Ⅰ	47,000
		区分Ⅱ	40,000
		区分Ⅲ	32,000
	1,024kbps	区分Ⅰ	59,000
		区分Ⅱ	52,000
		区分Ⅲ	44,000
	1,536kbps	区分Ⅰ	83,000
		区分Ⅱ	68,000
		区分Ⅲ	66,000
	2,048kbps	区分Ⅰ	109,000
		区分Ⅱ	100,000
		区分Ⅲ	90,000
区分B	ライト	区分Ⅰ	109,000
		区分Ⅱ	100,000
		区分Ⅲ	90,000
	エコノミー	区分Ⅰ	149,000
		区分Ⅱ	140,000
		区分Ⅲ	130,000
	ノーマル	区分Ⅰ	198,000
		区分Ⅱ	180,000
		区分Ⅲ	175,000
	HDライト	区分Ⅰ	164,000
		区分Ⅱ	155,000
		区分Ⅲ	145,000
	HDエコノミー	区分Ⅰ	213,000
		区分Ⅱ	195,000
		区分Ⅲ	190,000
	HDノーマル	区分Ⅰ	259,000
		区分Ⅱ	237,500
		区分Ⅲ	232,500
	HDスピアリア	区分Ⅰ	305,000
		区分Ⅱ	280,000
		区分Ⅲ	275,000

第3 その他の利用料

1 適用

その他の利用料の適用					
その他の利用料の区分等	<p>当社は、その他の利用料の区分を次のとおり定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ENC利用料</td> <td>随時利用契約者がENCを専有して利用する場合に支払うべき利用料</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ENCとは地球局設備の一部をなすベースバンド信号処理装置で、地球局設備1AにあつてはIPエンキャプスレータ(IPパケット形式の信号をベースバンド信号多重化装置の入力形式に変換するための変換装置)、地球局設備1Bにあつては映像信号及び音声信号の符号化装置をいいます。</p>	区分	内容	ENC利用料	随時利用契約者がENCを専有して利用する場合に支払うべき利用料
区分	内容				
ENC利用料	随時利用契約者がENCを専有して利用する場合に支払うべき利用料				

2 料金

(単位:円)

区分	単位	利用料の額
ENC利用料	—ENCあたり月額	100,000

第3表 手数料

1 適用

手数料の適用			
(1) デスクランブル方式の区分等	当社は、手数料に係るデスクランブル方式の区分を次のとおり定めます。		
	区分	内容	
	固定鍵方式	デスクランブルに必要な情報を受信機が記憶するもの	
(2) 手数料の区分等	当社は、手数料の区分を次のとおり定めます。		
	区分	内容	
	契約手数料		利用契約を締結した場合に請求するもの
	固定鍵方式に係るもの	固定鍵発行手数料	受信機に設定する固定鍵を発行した場合に請求するもの
		固定鍵設定作業費	当社が受信機における固定鍵の設定等を実施した場合に請求するもの

2 料金

(単位:円)

区分	単位	料金	
契約手数料	一契約あたり	50,000	
固定鍵方式に係るもの	固定鍵発行手数料	発行する一固定鍵あたり	10,000
	固定鍵設定作業費	作業する一受信機あたり	10,000

第4表 延長オプション料

1 適用

延長オプション料については、利用契約者が約款第23条(延長オプション)の規定に基づく延長オプションの申込みを行い、当社が約款第24条(予約申込の承諾)の規定に基づき、予約申込の承諾を行った場合に、2(延長オプション料の額)に規定する料金を適用します。なお、次の何れかに該当する場合には、2(延長オプション料の額)に規定する料金を適用しないものとします。

- (1) 約款第28条(延長オプションの実行等)第1項の規定に基づき、利用時間に含めるための変更請求がなされ、当社が同条第2項の規定に基づき承諾した場合
- (2) 約款第25条(予約申込の取消)の規定に基づき延長オプションに係る予約申込を取り消した場合
- (3) 約款第33条(当社が行う利用契約の解除)または第34条(利用契約者が行う契約解除)の規定に基づき利用契約が解除された場合

2 延長オプション料の額

延長オプション料の額
料金表第2表(利用料)第2(随時利用契約に係る回線利用料)2(料金)における区分 I に係る時間基本料に延長利用予定時間及び0.2を乗じた額

第5表 解除料

1 適用

解除料の適用		
SkyAccessサービスの解除料は、次のとおり区分し適用します。		
区分		適用
終日利用契約	約款第43条(解除料等の支払義務)第1項の規定に基づき支払うべき解除料	2(解除料の額)2-1(終日利用契約に係るもの)2-1-1(サービス利用開始日の前日までに係るもの)に規定する料金を適用します。
	約款第43条(解除料等の支払義務)第2項の規定に基づき支払うべき解除料	2(解除料の額)2-1(終日利用契約に係るもの)2-1-2(サービス利用開始日以降の契約解除に係るもの)に規定する料金を適用します。
	約款第43条(解除料等の支払義務)第3項の規定に基づき支払うべき解除料	2(解除料の額)2-1(終日利用契約に係るもの)2-1-3(サービス利用開始日以降の品目の減少に係るもの)に規定する料金を適用します。
随時利用契約	約款第43条(解除料の支払義務等)第4項の規定に基づき支払うべき解除料	2(解除料の額)2-2(随時利用契約に係るもの)に規定する料金を適用します。
備考		
<p>1 料金表第2表(利用料)第1(終日利用契約に係る回線利用料)1(適用)(3)(オプションの区分)に規定する利用コミットオプションを適用しない場合は、2-1-2(サービス利用開始日以降の契約解除に係るもの)及び2-1-3(サービス利用開始日以降の品目の変更で料金の減少に係るもの)に規定する解除料の支払いは要しません。</p> <p>2 契約解除日の翌日又は品目の変更実施日から利用終了日までの期間に係る暦月数を「残存コミット暦月数」といいます。</p> <p>3 「利用コミット期間の前半」とは次の意味で用いるものとします。</p> <p>1年コミットの場合： サービス利用開始日又はサービス利用更新日から6ヶ月となる日が属する月の末日まで</p> <p>2年コミットの場合： サービス利用開始日又はサービス利用更新日から12ヶ月となる日が属する月の末日まで</p> <p>3年コミットの場合： サービス利用開始日又はサービス利用更新日から18ヶ月となる日が属する月の末日まで</p> <p>4年コミットの場合： サービス利用開始日又はサービス利用更新日から24ヶ月となる日が属する月の末日まで</p> <p>5年コミットの場合： サービス利用開始日又はサービス利用更新日から30ヶ月となる日が属する月の末日まで</p>		

2 解除料の額

2-1 終日利用契約に係るもの

2-1-1 サービス利用開始日の前日までに係るもの

解除料	
サービス利用開始日から、サービス利用開始日後1ヶ月となる日が属する月の末日までの回線利用料相当額	
備考 解除料の算定の基準となる回線利用料は、利用コミットオプションを適用しない場合の回線利用料とします。	

2-1-2 サービス利用開始日以降の利用契約解除に係るもの

区 分	解除料
1 利用契約解除日が利用コミット期間の前半に属する場合	サービス利用開始日又はサービス利用更新日から利用契約解除日までの期間について、利用コミットオプションを適用しない場合に支払うべき回線利用料相当額から支払われた回線利用料を差し引いた額
2 1 以外の場合	利用契約解除日から残存コミット暦月数だけ遡った期間について、利用コミットオプションを適用しない場合に支払うべき回線利用料相当額から支払われた回線利用料を差し引いた額

2-1-3 サービス利用開始日以降の品目の変更で伝送速度の減少に係るもの

区 分	解除料
1 品目の変更実施日の前日が利用コミット期間の前半に属する場合	サービス利用開始日又はサービス利用更新日から品目の変更実施日の前日までの期間を対象算定期間として求めた算定額Aから算定額Bを引いた額
2 1 以外の場合	品目の変更実施日の前日から残存コミット暦月数だけ遡った期間を対象算定期間として求めた算定額Aから算定額Bを引いた額
備考 算定額A、算定額Bをそれぞれ以下とします。	
算定額A	対象算定期間において、変更前の品目における利用コミットオプションを適用しない場合に支払うべき回線利用料相当額から、変更後の品目における利用コミットオプションを適用しない場合に支払うべき回線利用料相当額を差し引いた額
算定額B	対象算定期間において、支払われた回線利用料から変更後の品目における利用コミットオプションを適用した場合に支払うべき回線利用料相当額を差し引いた額

2-2 随時利用契約に係るもの

区 分	解 除 料
1 随時利用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の720時間未満240時間以上前るとき。	予定された利用時間及び延長利用予定時間に10%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる回線利用料相当額
2 随時利用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の240時間未満48時間以上前るとき。	予定された利用時間及び延長利用予定時間に30%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる回線利用料相当額
3 随時利用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の48時間未満24時間以上前るとき。	予定された利用時間及び延長利用予定時間に50%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる回線利用料相当額
4 随時利用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の24時間未満のとき。	予定された利用時間及び延長利用予定時間に100%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる回線利用料相当額
備考 この項において回線利用料相当額とは、解除のあった月における料金表第2表(利用料)第2(随時利用契約に係る回線利用料)1(適用)(3)(利用時間による区分)に定める平均回線利用料を基に算出される額とします。	

第6表 取消料

1 適用

取消料の適用については、約款第43条(解除料等の支払義務)の規定に基づき、2(取消料の額)に規定する料金を適用します。

2 取消料の額

区 分	取 消 料
1 予約の取消または変更の時刻が利用開始予定時刻の720時間未満240時間以上前するとき。	予定された利用時間及び延長利用予定時間(短縮の場合は短縮された時間に限り、以下「利用時間等」といいます。)に10%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる回線利用料相当額
2 予約の取消または変更の時刻が利用開始予定時刻の240時間未満48時間以上前するとき。	予定された利用時間等に30%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる回線利用料相当額
3 予約の取消または変更の時刻が利用開始予定時刻の48時間未満24時間以上前するとき。	予定された利用時間等に50%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる回線利用料相当額
4 予約の取消または変更の時刻が利用開始予定時刻の24時間未満のとき。	予定された利用時間等に100%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる回線利用料相当額
備考	この項において回線利用料相当額とは、取消のあった月における料金表第2表(利用料)第2(随時利用契約に係る回線利用料)に定める平均回線利用料を基に算出される額とします。

附 則

(実施期日)

第1条 この料金表は、平成19年3月1日から実施します。

(サービス移行に係る措置)

第2条 利用契約者が当社の要請により当社の他の電気通信サービスの利用を終了し、新たに第2種衛星通信サービスの利用を開始する場合の取扱いは、当社が別に定めるところによることがあります。

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成19年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この料金表は、平成21年8月14日から実施します。

(サービス移行に係る措置)

第2条 利用契約者が当社の要請により当社の他の電気通信サービスの利用を終了し、新たに第2種衛星通信サービスの利用を開始する場合の取扱いは、当社が別に定めるところによることがあります。

附 則

(実施期日)

この料金表は、第2種衛星通信サービス料金表の改訂版としてSkyAccessサービス料金表に名称を変更し、平成24年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成29年3月13日から実施します。

附 則

(実施期日)

この料金表は、令和2年3月31日から実施します。

附 則(実施期日)

第1条 この料金表は、令和3年5月10から実施します。

(スマートカードの取り扱いに関する経過措置)

第2条 この料金表実施の際に、改定前の料金表の規定によりすでに利用契約者が当社からスマートカードの貸与を受けている場合には、当該スマートカードの利用につき当社と別途合意する日まで、以下の規定が適用されるものとします。

1. 通則 8 料金等の支払期日(1)

利用料	スクランブル追加利用料	スクランブルの追加利用を開始した日からスクランブルの追加利用を終了した日まで毎月、当月分としてその月の翌月末
-----	-------------	--

2. 第1表 基本料1 適用 (2) デスクランブル方式の区分等

区分	内容
カード方式	デスクランブルに必要な情報をスマートカードが記憶するもの

2 基本料の額2-2 受信管理基本料の額 (単位:円)

区分	単位	受信管理基本料の額
カード方式	一受信機あたり月額	500

3. 第2表 利用料第3 その他の利用料1 適用 その他の利用料の区分

区分	内容
スクランブル追加利用料	利用契約者が2以上のスクランブルを利用する場合に、1を超える部分について支払うべき利用料

2 料金

(単位:円)

区分	単位	利用料の額
スクランブル追加利用料	一追加スクランブルあたり月額	100,000

4. 第3表 手数料1 適用(1) デスクランブル方式の区分等

区分	内容
カード方式	デスクランブルに必要な情報をスマートカードが記憶するもの

(2) 手数料の区分等

区分		内容
契約手数料		利用契約を締結した場合に請求するもの
カード方式 に係るもの	カード発行手数料	当社がスマートカードを発行した場合に請求するもの
	カード保証金	スマートカードの貸与にかかる預かり金を請求するもの
	デスクランブル有効化 手数料	デスクランブルの有効化を実施した場合(スマートカードの使用開始に係るものを除きます。)に請求するもの
	デスクランブル無効化 手数料	デスクランブルの無効化を実施した場合(スマートカードの使用終了に係るものを除きます。)に請求するもの
	グループ登録手数料	1以上のスマートカードが属するグループを登録した場合に請求するもの
	グループ登録変更 手数料	グループに属するスマートカードを追加又は削除した場合に請求するもの
備考 カード保証金は、約款に定める期日までにスマートカードが当社に返却された場合に利用契約者に返金します。		

2 料金

(単位:円)

区分		単位	料金
カード方式 に係るもの	カード発行手数料	発行する一カードあたり	6,000
	カード保証金	発行する一カードあたり	2,000
	デスクランブル 有効化/無効化手数料	一有効化又は無効化あたり	1,000
	グループ登録手数料	登録する一グループあたり	3,000
		グループに属する一カードあたり	1,000
	グループ登録変更手数料	追加又は削除する一カードあたり	1,000

資料名 SkyAccessサービス料金表

資料番号 SAD-Q3-21-001

平成 19年 3月 1日	第1版
平成 19年 11月 1日	第2版
平成 21年 8月 14日	第3版
平成 24年 4月 1日	第4版
平成 29年 3月 13日	第5版
令和 2年 3月 31日	第6版
令和 3年 5月 10日	第7版

スカパーJ S A T株式会社
東京都港区赤坂1-8-1

TEL : 03-5571-7770

(不許複製、禁転載)